

保険料の軽減

(1) 均等割額の軽減

1 所得の低い人の軽減

- 世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」が軽減されます。

軽減割合	被保険者と世帯主の合計所得金額	軽減後の均等割額
2割軽減	[33万円 + (35万円 × 被保険者の数)] 以下	30,200円
5割軽減	[33万円 + (24.5万円 × 世帯主を除く被保険者の数)] 以下	18,900円
8.5割軽減	33万円以下	5,600円
9割軽減	上記8.5割軽減対象者のうち被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他各種所得がない)	3,700円

2 健康保険組合などの被扶養者だった人の軽減

- 健康保険組合などの被扶養者で、これまで自分で直接的に保険料を負担していなかった人は、被保険者の資格を得た月から2年間、保険料の「均等割額」が5割軽減されます。「所得割額」は賦課されません。

ただし、当面の間は、下記のような特別措置があります。

- 保険料の均等割額が9割軽減されます。
均等割額の9割軽減 ⇒ 3,700円

(2) 所得割額の軽減

- 賦課のもととなる所得金額が58万円以下の人は、保険料の「所得割額」が5割軽減されます。

保険料のイメージ（夫婦世帯の場合の夫の保険料、妻の年金収入が80万円以下の場合）

